



市民参加の原則

市

民はまちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利、市政に関する情報を知る権利を有します。ただし、参加を強制されることはなく、参加しなかったことによる不利益を被ることはありません。

従来のまちづくりは、行政が主体となり、市民はサービスを受けるだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。

しかし、まちは市民が主体となってつくるものであり、まちづくりのルールにおいて、改めて「市民にはまちづくりに参加する権利と役割がある」ことを明確にする必要があると考えています。



協働の原則

市

民および市は、それぞれの役割を認識し、対等なパートナーとしてまちづくりに取り組みます。市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度を整備します。

厳しい社会情勢や市民ニーズの多様化などを背景に、これまでの行政主導のまちづくりでは、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めていくことが難しくなっています。

そこに暮らす人々が本当に望むまちをつくっていくためには、多様な担い手による協働のまちづくりが必要になっています。



情報共有の原則

市

は、市政に関する情報について、市民との共有を図るため、さまざまな措置を講じなければなりません。

情報公開・情報共有は、市民参加のまちづくりを進める上で、大前提となるものです。

市からの情報には、「情報公開」と「情報共有」の二面性があります。前者は市政に対する理解と信頼を深めるため、求めに応じて情報を公開するものであるのに対し、後者は積極的に情報を共有していくことにより、まちづくりへの関心を高め、市民参加を促すものであるという違いがあります。



ご意見をお寄せください！

茂原市の「自治基本条例」を考えるためには、市民の皆さんがどのようなまちのあり方を望んでいるか、その考えを取り込みながら、今後のまちづくりのためにはどのような基本原則を盛り込むべきなのかを考えていくことが必要です。ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

茂原市自治基本条例を考える市民の会
事務局 茂原市役所企画政策課



ケータイからもお寄せいただけます

FAX 0475-20-1603
E-mail kikaku@city.mobara.chiba.jp